

## 令和2年度 日野市就学援助制度のお知らせ

日野市では、経済的理由により学校への支払いが困難なご家庭に対し、学校で必要とする費用の一部を援助しています。ご希望になられる方はご遠慮なくお申し出ください。

※前年度に認定を受けられていた方で、引続き受給をご希望の際は改めて申請してください。

※小学1年生がいる世帯で、入学前に入学時学用品費の認定を受けた方も改めて申請が必要です。

### 援助が受けられる世帯

ア. 現在生活保護を受けている世帯

イ. 令和2年度（2020年度）において、生活保護の停止・廃止となった世帯

ウ. 現在児童扶養手当を受けている世帯

エ. 経済的な理由により学校への支払いが困難な世帯

（日野市教育委員会が世帯の所得状況について、市民税課税状況を公簿等で確認することに、同意していただく必要があります。）

オ. その他（災害により税の減免を受けた場合など）

### 申請方法

- 『就学援助費受給申請書』に記入し、必要書類を添付の上、市役所5階庶務課へご持参ください。同意書欄は署名又は記名押印してください。署名とは自筆のことです。記名とは代筆・ゴム印を押したものの等のことです。
- 申請書受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分までで、令和2年（2020年）4月1日（水）から令和2年（2020年）5月29日（金）までにご持参ください。但し、土曜日については4月18日、4月25日に限り、午前8時30分から午後5時15分まで受付します。
- 結果は7月上旬から中旬までに申請者宛に通知します。
- 学校へは提出しないでください。
- 郵送での受付は行っていません。
- ボールペンで記入してください。（消せるボールペンでは、記入しないでください。）
- 期限を過ぎて申請をした場合は、申請された月からの援助となります。

### 申請に必要なもの

- 就学援助費受給申請書（市内小中学校在学者は4月初旬に学校で全員に配布します。市外の小中学校在学者は、市役所5階庶務課で配布します。市ホームページからもダウンロードできます。）  
※振込先について、金融機関の合併などで、支店名・店番号が変わっていることがあります。  
最新の金融機関名・支店名・店番号のご記入をお願いします。
- 添付書類 申請理由により異なります。下記を参照してください。

### 申請書に添付する必要書類

ア. 現在生活保護を受けている世帯  
不要です。

【認定種別：要保護】

イ. 令和2年度（2020年度）、生活保護の停止・廃止となった世帯  
不要です。

【認定種別：準要保護】

ウ. 現在児童扶養手当を受けている世帯  
児童扶養手当証書（コピー可）

【認定種別：準要保護】

エ. 経済的な理由により学校への支払いが困難な世帯

【認定種別：準要保護】

①就学援助費の受給認定審査のために、必要な範囲に限り、日野市教育委員会が世帯の所得状況について、市民税課税状況を公簿等で確認することに同意していただく必要があります。（所得を証明する書類が不要となります。）

そのため、確定申告、又は市・都民税の申告が必要な方で、申告をされていない方は審査ができませんので、必ず申告手続きを済ませてください。

※令和2年（2020年）1月2日以降に日野市に転入した場合と、別居中の家族（単身赴任等）が市外に居住している場合は、働いている方全員分の所得を証明する書類（源泉徴収票の写など）を添付してください。

②お住まいが賃貸住宅など持家以外の場合

賃貸借契約書又は家賃のみが分かる支払領収書（コピー可）

オ. その他（災害により税の減免を受けた場合など）  
減免決定通知書など（コピー可）

【認定種別：準要保護】

### 援助対象となる費用

- （1）要保護：学校保健安全法に定められた医療費、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、卒業記念アルバム代、入学準備金
- （2）準要保護：学用品費、通学用品費、新入学学用品費、給食費、学校保健安全法に定められた医療費、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、卒業記念アルバム代、体育実技用具費（中学3年間で1回）、入学準備金

### 経済的な理由により学校への支払いが困難な世帯の認定基準額の目安

※前年中の世帯全員の所得合計額が教育委員会で定める認定基準以下の世帯

・基準となる総所得は、家族の年齢構成等によって異なります。（下記の総所得額はあくまでも目安です。）

世帯人数	家族構成	総所得額（給与所得控除後の額）
3人	父35歳、母30歳、子9歳	2,788,000円程度
4人	父35歳、母30歳、子9歳、子5歳	3,251,000円程度
5人	父40歳、母35歳、子13歳、子9歳、子5歳	4,059,000円程度
6人	父40歳、母35歳、子13歳、子9歳、子5歳、祖母65歳	4,649,000円程度

### 注意事項

- （1）認定は年度ごとに行いますので、令和元年度（2019年度）に就学援助を受けた方も改めて申請が必要です。
- （2）小学1年生がいる世帯で、入学前に入学時学用品費の認定を受けた方も改めて申請が必要です。また、入学時学用品費を受けた方は、新入学学用品費の支給はありません。
- （3）申請書は世帯で1枚提出してください。世帯状況の欄は生計を同じくする方すべてを、令和元年（2019年）12月31日現在で記入してください。
- （4）申請書及び添付書類に不備がある場合は、申請を受け付けることが出来ません。

ご不明な点は教育委員会庶務課へお問合わせください。

☎042-585-1111（内線）5114

042-514-8692（ダイヤルイン）